

厚生労働省 岐阜労働局発表  
平成30年6月7日（木）

担 当	岐阜労働局職業安定部職業安定課
	職業安定課長 岩田 数成
	地方職業安定監察官 佐藤 明夫
	電話 058-245-1311 FAX 058-245-3105

## 平成30年度 岐阜労働局・ハローワークの目標値を設定しました

### ～ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組～

岐阜労働局では、平成30年度のハローワークマッチング機能に関する総合評価を目的として、職業紹介業務の「就職件数」「求人充足件数」「雇用保険受給者の早期再就職件数」等の目標値を設定しました。

平成27年度から、ハローワークの機能強化のため

- ① PDCAサイクルによる目標管理・業務改善の拡充・推進
  - ② ハローワークのマッチング機能に関する業務の総合評価の実施及び利用者への公表
  - ③ 評価結果等に基づく全国的な業務改善に向けた取組の強化
- を一体的に実施しております。

このため、平成30年度のハローワークのマッチング機能に関する業務の総合評価を目的として、職業紹介業務の就職件数、求人充足件数、雇用保険の受給者の早期就職件数等の目標値を設定しました。

【別紙】

岐阜労働局及び各ハローワークでは、この目標の達成に向けて取組んでいくほか、中長期的な業務の質の向上や継続的な業務改善を図るとともに、業務の成果や評価結果、業務改善の状況等について利用者にわかりやすく公表することにより、ハローワークに対する信頼の一層の向上に努めることとしています。

なお、平成29年度の各ハローワークのマッチング機能に関する総合評価結果につきましては、結果が確定次第公表することとしております（7月下旬頃を予定）。

※主要指標の項目について

【就職件数】

ハローワークの職業紹介により常用就職した件数

【求人充足件数】

ハローワークの常用求人に対して、職業紹介を受けて雇用された件数

【雇用保険受給者の早期再就職件数】

雇用保険所定給付日数(90日～360日)の2/3以上残して、早期に再就職した件数

※「常用」とは、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいいます。